

年 金 ロ ー ン (会員の方)

2023年4月3日現在

1. 資金用途	・生活資金
2. 貸出形式	・証書貸付
3. 貸出金額	・200万円以内（原則として1万円単位） ただし、本人が受取るべき年間受給年金額の範囲内とします。
4. 貸出期間	・5年以内
5. 借入資格	・次のすべての条件を満たす方 ① 制限行為能力者または住所不定者でないこと ② 安定継続した家計年収が150万円以上であること ③ 老齢または退職を原因とする公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）を受給していること ④ 公的年金の年金受給口座を当金庫に指定していること（支払機関変更届を提出された方を含みます） ⑤ 保証機関の保証を受けられること
6. 貸出金利	・当金庫所定の利率を適用します。（固定金利）
7. 返済方式	・元利均等月賦償還または元利均等2カ月償還 元利均等償還とは、返済期間を通じて元金と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。 毎月1回返済を行う「月賦償還」、2カ月に1回返済を行う「2カ月償還」があり、ご自由に選択できます。
8. 保証	・（一社）日本労働者信用基金協会
9. 保証料等 (1)保証料	・保証料は当金庫が負担いたします。
(2)手数料	・不 要
10. 担保	・不 要
11. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業) なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a>
12. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：（一社）全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a>

ろうきん

※ 金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。